



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

健康よもやま話

【第一回】
自律神経を測定するの巻

頭痛がひどい、動悸がする、めまいがする、のぼせる、便秘・下痢をしやすい、なんとなく憂鬱である、だるい、眠れない、それなのに病院で検査してもどこにも異常が見つからない、そんな症状はありませんか。そういう場合はひょっとしたら自律神経のバランスが乱れているかもしれません。



こんな感じで測定します。

そもそも自律神経とは自分の意志とは無関係に作用する神経で、消化器・血管系・内分泌腺・生殖器など、これまた自分ではコントロールできない器官の機能を促進または抑制し調節する神経です。この自律神経のバランスが乱れると、いわゆる“自律神経失調症”となり、上記のようなさまざまな症状が引き起こされるわけです。

この自律神経の状態を測定できる機械があると聞いて、行ってきました、測定に。私の場合、とくに悪いところがあるわけではなく、もっぱら興味本位です。だって、どうやったらそんなものが測定できるのか不思議じゃありませんか。

この機械、「良導絡自律神経測定システム」という名前がついており、特定部位(両手両足それぞれ6箇所ずつ)の電気の流れ具合を測定し、その数値により各自律神経の状態や全体のバランスがわかるという仕組み。ちなみに痛みは全くありません。これにより自律神経の興奮状態がわかり、基礎代謝力、ストレス度、症状傾向(どんな症状になりやすいか)を知ることができるというわけです。

測定結果は、当初予想どおりおおむね良好、基礎代謝力、ストレス度ともに問題なし。ただ、肩こり、筋力の低下、不眠などに注意が必要とのこと。ふむふむ、確かに心当たりがあるぞ。これでお値段 1,000円也。今回、私は某デパートの健康フェアで、たまたまこれを体験しましたが、普段体験しようと思うと、鍼灸院などで使用しているケースが多いようなので、興味を持たれた方は、「鍼灸院」、「良導絡」などの用語を用いて検索をかけてみられるとよいでしょう。

右は私の測定結果。電気の流れ具合(一で色表示されているもの)が緑の横線の範囲内であれば良好。それよりも上にあっても下にあっても良くないということになる。どうです、おおむね良好でしょ。



なかむら のりこ
(中村 慎子)

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

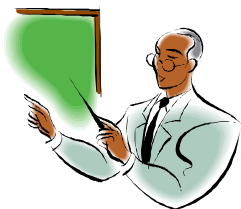
Question (決算賞与の未払計上)

当社は、今期非常に業績が良く大幅な増益が見込まれるので、決算賞与を支給するかたちで従業員に還元しようと検討中です。ただ、資金繰りの都合上、支給の時期は決算日後を考えています。この賞与を今期の損金に算入することはできますか。

Answer

ご質問のように決算日後に賞与を支給する場合、①決算日までに決算賞与の支給額を各人別に受給者全員に通知する、②決算日後1か月以内に受給者全員に支払う、③当期に未払計上(損金経理)する、のすべてを満たせば当期の損金に算入することが認められます。

解説



使用人賞与は、実際に支払われたときに損金算入するのが原則です。ただし、次に掲げる使用人賞与については、それぞれの事業年度において損金算入が認められます。

(1) 労働協約または就業規則に定める支給予定日が到来している賞与

労働協約または就業規則により定められる支給予定日が到来している賞与(使用人にその支給額の通知がされているもので、かつ、当該支給予定日または当該通知をした日の属する事業年度においてその支給額について損金経理をしているものに限り、)。

→当該支給予定日または当該通知をした日のいずれか遅い日の属する事業年度

(2) 支給予定日の定めがない臨時の賞与、決算賞与など

次に掲げる要件をすべて満たす賞与

- ① その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知していること
- ② ①の通知をした金額を当該通知をしたすべての使用人に対し当該通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から一月以内に支払っていること
- ③ その支給額につき①の通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること

→使用人にその支給額の通知をした日の属する事業年度

なお、支給額の通知については、使用人に対し支給額の通知をしたことが後日確認できるように、通知書を作成し、確認印を受けるなどしておくといわれます。

また、賞与の支給日に在職することを賞与支給の条件としている場合や、結果的に支給日到来前に退職した者には支給しなかった場合も、未払計上は認められないので注意が必要です。

根拠条文等

法人税法施行令 第72条の5(使用人賞与の損金算入時期)